

## 第5章

### ケニアにおけるイスラーム法適用の歴史と制度 ——祝日法およびカジ・コート関連法制度の変遷を中心に——

津田 みわ

#### 要約

本章では、ケニアにおけるイスラーム政治研究のための準備作業として、ケニアにおけるムスリム人口の布置を示すとともに、イギリスによる植民地支配よりも前から、現在のケニアを含む東アフリカ領域の一部にイスラーム法が適用されてきた歴史を跡づける。

ケニアにおけるイスラーム法の適用は、具体的には「カジ・コート」(Kadhi's Courts)の設立、婚姻や相続など特定の場合に限定したカジ・コートによる裁定という形をとってあらわれてきた。本稿では、東アフリカのインド洋沿岸にアラブ系住民によってイスラーム教がもたらされ、カジ・コートが設立されてきた様子とあわせ、イギリスによる植民地化とその後の独立ケニアにおいて、カジ・コートがどのように制度化されてきたかを、植民地法制、独立後の憲法と関連法の変遷に依拠しつつ跡づける。なお、本稿で行う憲法、法律の翻訳は全て著者による試訳である。

#### キーワード

イスラーム ケニア保護領 イスラーム法 カジ・コート ワコ・ドラフト

#### はじめに

本章では、ケニアにおけるイスラーム政治研究のための準備作業として、ケニアにおけるムスリム人口の布置を示すとともに、イギリスによる植民地支配よりも前から、現在のケニアを含む東アフリカ領域の一部にイスラーム法が適用されてきた歴史を跡づける。

ケニアにおけるイスラーム法の適用は、具体的には「カジ・コート」(Kadhi's Courts)

の設立、婚姻や相続など特定の場合に限定したカジ・コートによる裁定という形をとってあらわれてきた。本稿では、東アフリカのインド洋沿岸にアラブ系住民によってイスラーム教がもたらされ、カジ・コートが設立されてきた様子とあわせ、イギリスによる植民地化とその後の独立ケニアにおいて、カジ・コートがどのように制度化されてきたかを、植民地法制、独立後の憲法と関連法の変遷に依拠しつつ跡づける。なお、本稿で行う憲法、法律の翻訳は全て著者による試訳である。

## 第1節 ケニアにおけるムスリム—その概要

### (1) 人口、地理的分布、宗派

最新のケニア国勢調査（2009年）によれば、ケニア総人口のうちカソリック23%、プロテスタント48%、その他キリスト教徒12%につづいてケニア・ムスリムは11%（430万人）、ヒンドゥー教徒0.1%ほかとなっている（ROK 2010: 396）。キリスト教徒が8割に対し、ムスリムは1割と少数派であることが分かる<sup>1</sup>。

現在のケニアでムスリム人口がとくに多い地域は、(1) 国土東端のインド洋に面した旧コースト州、(2) 国土北東部のソマリアに隣接する旧北東部州、そして(3) ナイロビ、キスム、モンバサなどの諸都市である（Ndzovu 2014、Jones 2002 ほか）。帰属するエスニシティでいえば、国勢調査の分類における「アフリカ系ケニア人」としては、ディゴ人（Digo）をはじめとするミジケンダ人（Mijikenda）、スワヒリ人（Swahili）、ソマリ人（Somali）にムスリムが多く、「アジア系ケニア人」の中にもムスリムがいる。また「アラブ系ケニア人」は基本的に全員ムスリムとみてよい（Ndzovu 2014: 7）。

ケニア人ムスリムの大多数はスンニー派（Sunni）に属する。スンニー派のイスラーム過激派であるサラフィスト（Salafist）も近年はケニアを含む東アフリカに増えつつある（Ali 2016）。アジア系ケニア人にはシーア派ムスリム（Shiite Muslims）が含まれており、①イスマイリス、②イスナーシュリヤ（Ithna'ashuriya/Ithna'ashari）、③ボーラ（Bohra/Bohora）がある。それらいずれにも含まれないその他のムスリムとして、①アフマディーヤ（Ahmadiya）、②イバディーヤ（Ibadiya）がいる（Oded 2000:11-19）。

---

<sup>1</sup> ムスリムがケニアで少数派であるとの大枠に変わりはないが、ムスリムの人口規模については、30%程度に達しているという指摘が複数あり注意が必要である。2009年の国勢調査結果についても、ムスリム指導者層がソマリ系住民数を低く見積もる目的で集計値が操作されたと批判する事態も発生した（Ndzovu 2014:8-9、Oded 2000: 11、O'Brien 2003:98-99 脚注12、Jones 2002）。

## (2) 政党法、祝日法制におけるイスラーム

ケニアでは、1990年代の民主化に伴って複数政党制が回復され現在に至っている（主要事項については付表1を参照）。このケニアの複数政党制においては、イスラーム教にとどまらずすべての宗教に関連した政党組織の結成が制度的に禁止されてきた。まず、1990年代に「ケニア・イスラーム党」(Islamic Party of Kenya: IPK) が結成されたとき、当時はまだ登録できる政党の属性を明記した法律がなく、結社全般をつかさどる「結社法」(Societies Act) しか法律がない状態であった。結社法では宗教的結社は禁じられていなかったが、当時のモイ (Daniel arap Moi) 大統領の統治下で、IPK 活動家は逮捕され、モイ大統領は1992年5月に、宗教政党を承認することはないと発言した。

政党だけについて明示的に規定した法律は、2007年に制定された「2007年政党法」(Political Parties Act, 2007) であった。2007年政党法では、政党登録してはならない場合として、(1)「政党がエスニシティ、年齢、部族、人種、ジェンダー、地域、言語、コーポラティズム、専門家集団」となり「宗教」に基づいて組織されている場合と明記され、(2)使用する単語、スローガン、エンブレム、シンボルマークがそれらのカテゴリーを想起させる場合も政党登録してはならないとされた(14条)。

2010年に制定された新憲法では、「政党は宗教、言語、人種、エスニシティ、ジェンダーあるいは地域を基礎としてはならない」と規定されて宗教的政党があらためて禁じられ(第91条(2)(a))、2010年憲法に基づいて新たに制定された「2011年政党法」(Political Parties Act, 2011)でも、政党登録は憲法に適合する場合に限定すると明記された(2011年政党法4条(2))。

特定の社会的集団や地域のみを基礎にした政党を禁じたこれらの法制度は、複数政党制回復後のケニアでは運用面でも厳格に適用されてきた。上記のIPKをはじめとし、イスラーム教に基礎をおいた政党組織が政党登録を受けたことはなく、またキリスト教、ヒンドゥー教などその他の宗教に基礎をおいた政党組織の政党登録も見られない。

他方、1990年代以後、2010年の新憲法制定に至るまで長期にわたって続けられてきた民主的憲法の制定過程では、憲法草案作成プロセスに入れ込むべき団体として、地域代表、障害者団体などと並んで各種の宗教団体があげられてきた(たとえば「1998年ケニア憲法見直し委員会設置(改正)法」(Constitution of Kenya Review Commission [Amendment] Act, 1998))。ケニアでは、住民の多様性を構成する要素として、エスニシティなどと並んで宗教的多様性にも一定の配慮が行われてきたといえる。

そうした配慮が象徴されているもう一つの例が、ケニアの祝日法制である。ケニアでは、1960年代にイギリスによる植民地支配を脱して独立する流れの中で、植民地期にキリスト教の祭日に偏って制定されてきた国民の祝日のあり方を是正する動きが生じ、イスラーム教関連の祭日が国民の祝日に徐々に指定されてきた歴史がある。

イギリスによる植民地化以来、ケニアの祝日は祝日関連法および近年では憲法において

規定されてきた。最初の祝日法は、1912年に制定された。祝日法はその後1997年までに10回改正されている。これに一部の祝日廃止を無効とした2017年高裁判断があり、現在の祝日体系になっている。まず、植民地化初期にあたる1912年に制定された「祝日法」(East Africa Protectorate, No.21 of 1912, An Ordinance to make Provision for Public Holidays)によれば、指定された公的祝日 (public holidays) 8日のうち、新年、「帝国の日」(Empire Day)、「女王誕生日」(Birthday of Her Majesty)、「8月第1月曜日」(First Monday in August)を除く4つの祝日はクリスマス、イースター、聖金曜日、ボクシング・デーとなっており、いずれもキリスト教関連の祭日であった。このあと、植民地支配期のイギリスは、イスラーム教の祭日に当たるラマダン明けの日「イド・アル・フィトル」(Idd-ul-Fitr)を公的祝日とすることを、ムスリムの訴えに応じてケニア保護領(インド洋に面した帯状地域。後述)においてのみ認めた(Oded 2000: 34)。独立後の1964年の法改正では、イド・アル・フィトルを公的祝日とする領域がケニア保護領の外部にも拡大され、「コースト地域」(Coast Region。帯状地域を含む旧コースト州。現在のラム、キリフィ、モンバサ、クワレ、タイタ・タヴェタ・カウンティにあたる)のムスリムに適用するとされた。

初代ケニア大統領は、ムスリムからのさらなる要求に応じて、イド・アル・フィトルを独立記念日などと同様に、適応する領域や対象とする個人の信条を限定しない祝日とすることを認め、1971年改正の祝日法では、イド・アル・フィトルは国民全員に適用する公的祝日とされた。このとき大統領はあわせて、もう一つのイスラーム教の祭日である「イド・アル・アザ」(Idd-ul-Azha)を、ムスリムに限定して適用する祝日にする意向があったとした(Oded 2000:34)。現行の祝日法では、領域の限定なく全ムスリムに対しイド・アル・アザが祝日化されている(祝日法2条(2))。なお、ヒンドゥー教徒についても、1984年の法改正で、ディワリ(Diwali)というヒンドゥー教の祭日があらたにヒンドゥー教徒に限定した公的祝日と指定されている(祝日法3条。詳細は付表2を参照)。

## 第2節 独立以前のケニア領域におけるイスラーム法適用

### (1) 植民地化前史

人口的にマイノリティであり、イスラームの名を冠した政治的結社の政党化も困難なケニア・ムスリムであるが、一方でケニアでは植民地化される以前から一部にイスラーム法が適用されてきた長い歴史がある。また、今日もなお、ケニアのムスリムには特定の場合に限るとはいえイスラーム法の適用が実現されている。

なぜケニアでは、ムスリムは国会に代表を送ることも許されていない状態にあるにもかかわらず、ムスリムがイスラーム法の適用を一部とはいえ受けることができる法制度が維

持されているのだろうか。そこには植民地化以前からの領域統治をめぐるアラブ系国家とイギリス、ケニア側との交渉の歴史があった。以下では、イスラーム法適用の歴史的背景を整理してみよう。なお、この節の内容は別に断らない限り、Cussac 2008 に依拠している。

旧コースト州の領域でイスラーム化が進んだ歴史は古く、『ケニア歴史事典第3版』は、イスラーム化の最初の痕跡を10～11世紀に見いだせるとしている。同事典を編纂したマクソンらによれば、イスラームは最初アラビアおよびペルシャ湾を活動領域とする商人層によってケニアのインド洋沿岸部にもたらされた (Maxon and Ofcansky 2014)。

イギリスによる植民地支配がまだ始まっていない19世紀前半、マスカット・スルタン (Sultan of Mascat) のサイイド・サイード・ビン・スルタン (Sayyid Said bin Sultan) はザンジバル (現在はタンザニアの一部) に首都を建設した。スルタン・サイードの支配域には、タナ川 (現在はケニアを流れる河川) 河口付近から内陸部 (ケニア西部にあたる地域) までが組み込まれた。このことは、今日のケニアのインド洋沿岸にあたる領域がすべてスルタンの統治下に入ったことを意味した。領域内の司法はスルタンが独占的に司った。この司法制度の下でインド洋沿岸部にもたらされたのがカジ・コートであった。

ブサイディ (Busaidi) 統治期には、イスラームの伝統に沿ったリワリ (liwali)、ムディール (mudir)、カジ (kadhi) という3種の判事による裁判制度が敷かれた。判事の任命はスルタンが行ったが、カジを任命する際にはスルタンは、現地のムスリム学者、長老 (wazee)、リワリのアドバイスを受けた。

ザンジバルのカジは人数が多く、複数のイスラーム教の宗派から任命された。一方、スルタン国家にとって首都ザンジバルから遠隔地に位置したラム、モンバサなど現在のケニアに位置する諸都市では、カジは2人だけとされ、特定の名望家の家系——ラムの場合はマアウィ (Maawi) 家、モンバサの場合はマヅルイ (Mazrui) 家——だけから任命された (Cussac 2008, 291)。

## (2) イギリスによる植民地支配とイスラーム法

こうした歴史的背景があるため、19世紀末にイギリスが東アフリカ保護領 (East Africa Protectorate) を宣言したとき、インド洋沿岸に限定した領域ではすでに長らくイスラームの法体系が敷かれてきた状態であった。1887年、ザンジバル・スルタンは、帝国イギリス東アフリカ会社 (Imperial British East Africa Company: IBEAC) に対し、東アフリカのインド洋沿岸部の帯状の領域について50年間のリースを与えた (Maxon and Ofcansky 2000, 96)。1895年のイギリスとザンジバル・スルタンの協定では、タンガニーカ (現タンザニア) からキピニ (現ケニア) に至る土地とラム諸島を含むインド洋沿岸部の帯状の地域はセイード領地 (province of Seyyidieh)、別名「コースト帯状地域」(Coastal Strip、以下、帯状地域) とすることが定められ (図1)、ザンジバル・スルタンがこの帯状地域の行政を英国に条件付きでリースするとされた。ここで定められた条件が、「現地人の裁判は全て引き続きイス

ラーム法の下で行うこと」「リワリ、ムディール、カジの全ムスリム判事は引き続き行政・司法任務に当たること」という条件だった。带状地域に限っては、他のイギリス領植民地と異なり、「現地」の人びとの裁判にはイスラーム法が適用されることになったのである（Cussac 2008, 291）。

1907年と1931年の「司法条例」（Court Ordinance）は引き続き、イスラーム法の適用範囲を带状地域に限定した（Cussac 2008, 292）。1920年に東アフリカ保護領の内陸部が「ケニア植民地」（Kenya Colony）となったとき（「1920年ケニア併合勅令」）、ザンジバル・スルタンの領土だった带状地域は形式的に内陸部とステータスを分けられ、「ケニア保護領」（Kenya Protectorate）とされた（「1920年ケニア保護領勅令」）。

上記のイスラーム法の適用に関する合意は、ケニア保護領のみが対象とみるべきものだったが、「ケニア植民地」すなわち内陸部にもムスリム人口があったため、イスラーム法の適用範囲は沿岸部の带状地域を越えて内陸にも次第に広げられていった。具体的には、1945年に司法条例が修正され、ケニア保護領以外にもカジ・コートの設立が許可された。1945年にはケニア北東部のワジールに、1947年にはケニア西部に設けられていた州の一つ「ニャンザ州」（Nyanza Province）のキスムに、それぞれカジが任命された。独立が視野に入った1960年代初頭には、带状地域に5人（モンバサに2名、キリフィ、ラム、マリンディに1名ずつ）、キスムに1名、ワジールに1名の合計7人のカジが任命されている状態だった（Cussac 2008, 292）。

### 第3節 ケニアの独立とイスラーム法

#### (1) 独立憲法の制定過程におけるイスラーム法

独立憲法の制定にあたっては、カジ・コートの扱いが問題になった。ケニア保護領のスワヒリ人とアラブ人は、土地の私的所有を例外的に許されるなど植民地の法制度の中では他の「人種」と異なる特権的な扱いを受けていた（植民地期の人種別土地制度について詳細は津田 2015）。キューザックは、带状地域のスワヒリ人とアラブ人は、カジ・コートの存在を自らの特権的な扱いを保証するものと見なしており独立後もカジ・コートが存続することを希望したとしている（Cussac 2008, 292）。

ところが、1960年の制憲会議ではコーストの带状地域の地位について議論されず、インド洋沿岸地域では自治要求が高まった。自治要求を行った組織には、「ムワンバオ連合戦線」（Mwambao United Front。ムワンバオはスワヒリ語で海岸の意）、「コースト人民党」（Coast People's Party）があった。

『ケニア歴史事典第2版』によれば「ムワンバオ連合戦線」は、带状地域の自治を求めて1962年初頭に活動が公になった政治的組織である。同戦線はコーストのアラブ系住民

に強く支持され、ザンジバルとの連合 (union with Zanzibar)、それが不可能な場合は「コースト自治国家」(self-governing coastal state) の設立を要求した。しかし、同戦線にはコーストのアフリカ系住民、その他ケニア国民、イギリス政府のいずれからも支持がほとんどなく、当時のイギリス政府は、コーストの帯状地域には自治権を与えないとする特別コミッショナーの提言 (後述) を受け入れており、戦線の活動は失敗に終わった (Maxon and Ofcansky 2000, 182)。

一方「コースト人民党」は、イスラームの名を冠してはいなかったものの、帯状地域のアラブ人およびスワヒリ人が設立した政党であり、メンバーの大多数がムスリムだったとみてよい。『ケニア歴史事典第3版』は、コースト人民党について、1961～1962年にかけて、帯状地域を切り出す形で「ムワンバオ」と称する独立国家を創設することを主張したが、当時ケニアの2大政党であったKANU、KADUの双方がこの要求を拒否したとし、両党はアラブ系住民に対して、アフリカ人政府のもとで生きていきたいなら、アラビア半島かザンジバルに帰還せよ、という旨を呼びかけたとしている (Maxon and Ofcansky 2014, 56)。

意見対立が先鋭化する中、イギリスはロバートソン卿 (Sir James Robertson) をコミッショナーに任命し、帯状地域に関する提言を行わせた。ロバートソンは、「ケニア帯状地域：コミッショナー報告」(The Kenya Coastal Strip: Report of the Commissioner) と題する報告書を1961年に提出したが、その中で言及されたのがカジ・コートであった。ロバートソン提案は、帯状地域をスルタン領と認定した1895年の協定を廃止すること、すなわちケニア保護領とケニア植民地を一体化して独立することを提唱した一方で、帯状地域の住民の懸念に対応するため、イスラーム法、宗教としてのイスラーム、そしてイスラーム教育の3つをいずれも独立憲法に組み込むことを提言した。カジの地位はイギリスの植民地支配より以前から存在したものであり、「コーストのムスリムにとって、民族的、宗教的、歴史的意味において非常に大きな重要性がある」と提言は述べた。提言はカジを存続させるだけでなくカジ・コートを近代的司法制度に組み込み最高裁長官 (Chief Justice) のもとに制度化させることなどを提言した (Cussac 2008, 292-293; Maxon and Ofcansky 2014, 56)。

1962年には、この提言をもとに「ケニア・コースト帯状地域会議」(Kenya Coastal Strip Conference) が、第二回ランカスターハウス制憲会議と同時にロンドンで開催された。参加主体には、英国、ケニア、KANU、KADUの代表者に加え、ザンジバル・スルタンの代表が加わった。議題はコースト帯状地域の取り扱いであった (Maxon and Ofcansky 2014, 165)。

1963年、ザンジバル首相と英国代表、ケニア首相の3者はロバートソン提案の受け入れで合意し、(1) 帯状地域をケニアの一部としてケニア政府が統治すること、(2) 帯状地域をスルタンの所有物とした1895年の協定を廃止すること、(3) ケニア政府は、ムスリムの信仰、イスラーム法、帯状地域の土地権を尊重すること、との協定を結んだ (Maxon and Ofcansky 2014:165)。制憲会議ではまた、(1) カジ・コートの存在は憲法に書き込むことと、

(2) 元ケニア保護領の全域をカジ・コートの管轄権の範囲内にすることも合意された (Cussac 2008, 293)。こうした合意が積み重ねられる中で、ケニアのスワヒリ人、アラブ系住民のあいだでの自治要求は下火になった (Maxon and Ofcansky 2014, 56, 242)。

## (2) 独立憲法とイスラーム法

これらの合意と協定に則り、1963年制定のケニア独立憲法<sup>2</sup>には、カジ・コート、リワリ、ムディールについての条項がそれぞれおかれた。カジ・コートについては、(1) チーフ・カジ1名と、3名以上のカジをおき、カジの人数は国会が決定する、(2) カジに任命され業務を遂行できるのは (a) ムスリムであり、(b) カジ・コート運営に適していると司法サービス委員会 (Judicial Service Commission) が認める程度にイスラーム法に通じている場合とする、(3) カジ・コートの管轄権は旧保護領の全域に及ぶ、(4) 全当事者がムスリムであり、個人的地位 (personal status)、結婚、離婚、相続に関する問題であるとき、カジ・コートの管轄権が及ぶ、などとされた (1963年憲法第179条)。リワリとムディールについては、(1) 「コースト地域」 (Coast Region) の設置にあたり「コースト地域地方議会」 (Regional Assembly of the Coast Region) がリワリ、ムディール職をおく、(2) ムスリムである場合のみ、リワリ、ムディールに任命されて職務を遂行することができることとされ、(3) 両職の任命についての旧保護領住民およびムスリムの要望に関する助言を得るための協議、任命に関する諮問委員会 (advisory board) の設置と協議についても定められた。(1963年憲法第194条(1)(2)(3)(a)(b))

## (3) 「カジ・コート法」の変遷

この独立憲法の下で制定されたのが、1967年の「カジ・コート法」 (Kadhi's Courts Act, 1967 [No.14 of 1967]) であった。同法では、カジの任命は憲法179条に従うとされ、チーフ・カジ以下カジの人数は引き続き3人以上とされた。ただし同法では、カジの上限を12人とする新しい人数制限が設けられた (3条)。また、1964年に地域 (Region) を基礎とした地方分権の制度が廃止されて中央集権制が導入されたことを背景に、カジ・コートの管轄権はあらたに県 (District) ごとに明記され全国で合計6つのカジ・コートが設定された。具体的には、

(a) 4つのカジ・コートの管轄権が以下に及ぶ。クワレ県、モンバサ県、キリフィ

---

<sup>2</sup> 1963年制定の独立憲法では、本文で見るようにカジが179条、リワリ、ムディールが194条でそれぞれ言及されている。1960年代の多くの憲法改正 (大統領制の導入、「地域」 (Region) 廃止と州県制への移行、二院制廃止など) を反映させて1969年に制定された憲法 (以下、1969年憲法) では、第66条がカジに言及している一方、リワリ、ムディールを定めた条項はない。なお、1967年制定のカジ・コート法にもリワリとムディールへの言及はない。

県、およびキリフィ県とラム県の北西部に接するタナ・リバー県南東部までの領域、

- (b) 1つのカジ・コートの管轄権が以下に及ぶ。(i) ニャンザ州、(ii) 西部州、(iii) リフトバレー州のウエスト・ポコット県、トランス・ンゾイア県、エルゲヨ・マラクウェット県、バリング県、ライキピア県、ナンディ県、ウアシン・ギシュ県、ケリチョ県、ナクル県<sup>3</sup>、
- (c) 1つのカジ・コートの管轄権が、ガリッサ県、ワジール県、マンデラ県に及ぶ、

とされた(4条)。

カジ・コート法では、憲法上の規定と同様に、カジ・コートが取り扱うことができるのは、個人の地位、婚姻、離婚、相続に限るとし、かつ当事者全員がムスリムである場合だと明記された。同法ではこれとあわせ、カジ・コートではなく高裁など近代法の下での裁定を下すことが可能であることが明記された(5、6条)。

この1967年に制定されたカジ・コート法は、その後6回の改正を経て現在に至っている。6回の改正ではいずれもカジ・コートの管轄権の及ぶ地理的範囲が拡大されてきた。まず、1970年の改正では、管轄権の範囲にラム県が含まれるものとされた(The Statute Law [Miscellaneous Amendments] Act, 1970, No.11 of 1970)。1972年の改正では、管轄権をタナ・リバー県南東部のみとした限定が削除されて、タナ・リバー県全域にカジ・コート管轄権が及ぶものとされた(The Statute Law [Miscellaneous Amendments] Act, 1972, No.13 of 1972)。

1977年の改正では、新たにナイロビと中央州、東部州を管轄権とするカジ・コートを1つ設置すると規定された(The Statute Law [Miscellaneous Amendments] Act, 1977, No.16 of 1977)。これによりケニアに設置されるカジ・コートはそれまでの6から1つ増え、7となった。1983年の改正ではカジ・コートはさらに1つ増やされ8となった(The Statute Law [Miscellaneous Amendments] Act, 1983, No.11 of 1983)。

1986年には、それまでのカジ・コート数の増設を反映したとみられる改正があり、カジ・コートの設置数そのものについては明記せず、設置数を最高裁長官が決定するとされ、決定の際にはチーフ・カジと協議するものとされた(The Statute Law [Miscellaneous Amendments] Act, 1986, No.18 of 1986)。なお、カジ・コート数の最低数3を定めた憲法条項はこの改正時に修正されることはなかった。

1997年の改正では、それまであったカジ・コートの上限数「12」の規定(3条)も撤廃された(The Statute Law [Miscellaneous Amendments] Act, 1997, No.10 of 1997)。現在もケニアではこの1997年改正カジ・コート法が有効である。

---

<sup>3</sup> ここで言及されていないその他のリフトバレー州内の県は、サンプル、ナロク、カジアドの3県である。

これらに加え、2010年に制定された新憲法には、独立憲法、1969年憲法から引き続き、カジ・コートが明記された。20世紀初頭の植民地化以来、ケニアのとくにインド洋沿岸のムスリムに対しては、範囲を個人的地位、婚姻、離婚、相続に限定するとはいえイスラーム法の適用が可能な法体系が継続して敷かれてきたことが分かる。

#### (4) 憲法見直し論議におけるイスラーム法

ただし、ここに至るまでの過程では、とくに1990年代以後の民主化運動の過程で行われた憲法見直し議論の中では、ケニアの一部でイスラーム法を適用する事の是非および憲法でその権利を保証することの是非について盛んな議論があった。1990年代から2000年代にかけて行われた憲法見直し過程では、いずれもイスラームの名を冠したふたつの結社(政党ではない)——「ケニアムスリム最高評議会」(Supreme Council of Kenya Muslims: SUPKEM)<sup>4</sup>と「ムスリム諮問評議会」(Muslim Consultative Council: MCC)——が、民主的な憲法制定を求めた市民社会運動(ウフンガマノ・イニシャティブ[Ufungamano Initiative])を他のNGOらとともに先導した。この憲法見直し論議で、ケニア保護領の時代からクリスチャン、ヒンドゥーなど他の宗教の教徒とは異なり、ムスリムだけについて専用の司法制度を憲法に書き込む形で特別な扱いをしてきた既存の憲法枠組みの見直しが、議題のひとつとなったのである。

議論においては、福音主義者(自称「ケニア・チャーチ」)が中心になって、カジ・コートだけが憲法上に書き込まれている状態は宗教的差別でありイスラーム法の適用拡大やケニアのイスラーム化につながり危険だとの議論が出された。これに反発したSUPKEMとMCCは結局ウフンガマノ・イニシャティブを脱退した(Cussac 2008, 298)。ただし、オディンガ(Raila Odinga。後の首相)、バララ(Najib Balala。後の観光大臣。オディンガとともに与党NARCの反主流派議員だった)、ケニヤッタ(Uhuru Kenyatta、後の大統領、野党KANU)のように、カジ・コート擁護論を唱えた国会議員も複数存在した。政府側が最終的に出した新憲法草案(作成にあたった司法長官の名にちなんで「ワコ・ドラフト」と呼ばれる)には、カジ・コートが明記されず、代わって、クリスチャンとヒンドゥー教徒の法廷も含みうる一般的呼称として「宗教的法廷(religious courts)」とだけ書き込まれた(ワコ・ドラフトの内容、各議員の同ドラフトへの支持、不支持について詳細は津田 2007)。

2005年、ワコ・ドラフトへの賛否を問う国民投票が実施されたが、第1節で見たように、ムスリム人口が多数を占めるコースト州の75%と北東州の80%が反対票を入れた。草案は全体でも反対57%で否決された(否決の要因にはムスリムの反対だけではなく、手続き問題、土地問題などがあった。詳細は津田 2007を参照されたい)。キューザックは、このカ

---

<sup>4</sup> 1976年にムスリム指導者層によって100以上のムスリム団体を糾合させるかたちで設立された(Maxon and Ofcansky 2000, 142-3)。

ジ・コートの存続をめぐる議論について、この議論がコーストに限らずケニアのムスリム全体にとってのムスリム・アイデンティティに関連する問題を提起したと指摘している (Cussac 2008, 300)。

2010年に制定された現在も有効な憲法には、独立憲法と同様にカジ・コートが書き込まれている。具体的には、まずカジ・コートの設置が明記され (第 169 条)、あわせて、(1) 最低でも 3 つのカジ・コートを置くこと、(2) 管轄権は、個人的地位、婚姻、離婚、相続に限りかつ当事者全員がムスリムである場合に限りかつ訴えがカジ・コートに起こされた場合に及ぶとされている。また (3) ムスリムであつてかつイスラーム教の知識を充分有していると司法サービス委員会が見なした場合にのみカジに任命できるとされている (第 169、170 条)。

おわりに

以上、ケニアにおけるムスリムを概観したこととあわせ、法制度上でのムスリムの取り扱いを政党、祝日法制、イスラーム法の適用という 3 つの側面について歴史と法制度の変遷の側面からみてきた。近年は、ケニアでムスリムを自称する人びと、あるいはムスリムでない人びとから「ムスリム」と見なされている人びとが、いかなる宗教実践をおこなっているのかという側面が、人類学的手法を用いた参与観察をつうじて詳細にあきらかにされつつある (たとえば浜本 2014、Faulkner 2006、Kresse 2013、McIntosh 2009、Schlee and Shongolo 2012、Seesemann 2006)。

また、別の側面として、ソマリア発祥とされる過激なイスラーム主義組織であるアッシャバーブの問題、ひいては過激なイスラーム主義組織が関与しているとみられるテロへの関心からのケニアにおけるイスラームの研究も蓄積されつつある問題も存在する (たとえば遠藤 2012、津田 2014、Ali 2016、Collier 2015、Dowd 2015、Prestholdt 2004)。とくに、米国における 9.11 事件のあと、ケニアでは治安維持との関連でムスリム住民が差別的取り扱いを受ける例があとをたたず、テロとイスラームという問題群は——カジ・コートの法制度化をめぐる問題群と並んで——「ムスリム全体にとってのムスリム・アイデンティティ」に関わっている可能性がある。いずれもケニアの政治・社会変動とイスラーム政治をテーマとする際の欠かせない重要な論点であるが、今後の研究の課題としたい。

## 参考文献

### 【日本語文献】

- 遠藤貢 2012 「ソマリア問題の歴史と現状」『アジア研ワールド・トレンド』(205) pp.26-29.
- 浜本満 2014 『信念の呪縛：ケニア海岸地方ドゥルマ社会における妖術の民族誌』九州大学出版会.
- 津田みわ 2015 「ケニアにおける土地政策：植民地期から 2012 年の土地関連新法制定まで」武内進一編『アフリカ土地政策史』アジア経済研究所、pp.31-61.
- 2014 「ケニアにおけるテロ関連暴力とその影響：2014 年 6 月のコースト・インペクトニ事件を中心に」『アフリカレポート』(52) pp.64-77.
- 2012 「ケニアからみたソマリア問題」『アジア研ワールド・トレンド』(205) pp.30-32.
- 2007 「キバキ政権発足後のケニア憲法見直し問題：2005 年新憲法案の国民投票否決を中心に」『アジア経済』48 (4) pp.41-73.
- 吉田昌夫 1978 (2000) 『アフリカ現代史Ⅱ 第3版』山川出版社.

### 【外国語文献】

- Ali, Abdisaid M. 2016. Islamist Extremism in East Africa, *Africa Security Brief*, (32), pp.1-8.
- Anderson, David M. 2014. Remembering Wagalla: State Violence in Northern Kenya, 1962-1991, *Journal of Eastern African Studies*, 8(4), pp.658-676.
- Brennan, James R. 2015 A History of Sauti ya Mvita (Voice of Mombasa): Radio, Public Culture, and Islam in Coastal Kenya, 1947-1966, Hackett and Soares eds. *New Media and Religious Transformations in Africa*, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 19-38.
- 2008 Lowering the Sultan's Flag: Sovereignty and Decolonization in Coastal Kenya, *Comparative Studies in Society and History*, 50(4), pp.831-861.
- Collier, Paul 2015 Security Threats Facing Africa and Capacity to Respond, *PRISM*, 5(2), pp.31-41.
- Cussac, Anne 2008 Muslims and Politics in Kenya: The issue of the Kadhis' Courts in the Constitution Review Process, *Journal of Muslim Minority Affairs*, 28(2), pp.289-302.
- Dowd, Caitriona 2015 Grievance, Governance and Islamist Violence in Sub-Saharan Africa, *Journal of Modern African Studies*, 53(4), pp.505-531.
- Faulkner, Mark R. J. 2006 *Overtly Muslim, Covertly Boni: Competing Calls of Religious Allegiance on the Kenyan Coast*, Leiden: Koninklijke Brill NV.
- Hashim, Abdulkadir 2005 Muslim Personal Law in Kenya and Tanzania: Tradition and Innovation, *Journal of Muslim Minority Affairs*, 25(3), pp.449-40.
- Hornsby, Charles 2014 *Kenya: A History Since Independence*, London and New York: I. B. Tauris.
- Jones, Richard J. 2002. Nairobi Muslims' Concept of Prophethood, with Particular Reference to Issa

- ibn Maryam, *Journal of Muslim Minority Affairs*, 22(2), pp.469-477.
- Kresse, Kai 2013 On the Skills to Navigate the World, and Religion, for Coastal Muslims in Kenya, Marsden and Retsikas eds. *Articulating Islam: Anthropological Approaches to Muslim Worlds*, London: Springer, pp.77-99.
- 2010 Muslim Politics in Postcolonial Kenya: Negotiating Knowledge on the Double-Periphery, Osella and Soares eds. *Islam, Politics, Anthropology*, West Sussex: Wiley-Blackwell, pp.72-90.
- Lewis, I. M. 1988 *A Modern History of Somalia: Nation and State in the Horn of Africa*, 1988 edition, Boulder: Westview Press.
- Lovejoy, Paul E. *Transformations in Slavery: A History of Slavery in Africa*, Cambridge University Press.
- Maxon, Robert M. and Thomas P. Ofcansky 2014 *Historical Dictionary of Kenya, Third Edition*, Plymouth: Rowman & Littlefield.
- 2000 *Historical Dictionary of Kenya, Second Edition*, Lanham and London: Scarecrow Press Inc.
- McIntosh, Janet 2009 *The Edge of Islam: Power, Personhood, and Ethno-Religious Boundaries on the Kenya Coast*, Durham and London: Duke University Press.
- Menkhaus, Ken 2012 Somalia at the Tipping Point?, *Current History*, 111(745), pp.169-174.
- Ndzovu, Hassan J. 2014 *Muslim in Kenyan Politics: Political Involvement, Marginalization, and Minority Status*, Evanston: Northwestern University Press.
- O'Brien, Donal B. Cruise 2003 *Symbolic Confrontations: Muslims Imagining the State in Africa*, London: Hurst & Company.
- Ochieng' W. R. *A History of Kenya*, London and Basingstoke: Macmillan Publishers Ltd.
- Oded, Arye 2000 *Islam and Politics in Kenya*, Boulder: Lynne Rienner Publishers, Inc.
- Odhiambo, E. S. Atieno, T.I. Ouso, and J. F. M. Williams 1977 *A History of East Africa*, London: Longman Group UK Limited.
- Prestholdt, Jeremy 2004 Kenya, the United States, and Counterterrorism, *Africa Today*, 57(4), pp.3-27.
- Republic of Kenya (ROK) 2010 *2009 Kenya Population and Housing Census Volume II*, Nairobi: Kenya National Bureau of Statistics.
- Schlee, Gunther & Abudullahi A. Shongolo 2012 *Islam & Ethnicity in Northern Kenya & Southern Ethiopia*, Suffolk and New York: James Currey.
- Seesemann, Rudiger 2006 African Islam or Islam in Africa?: Evidence from Kenya, Loimeier and Seesemann eds., *The Global Worlds of the Swahili: Interfaces of Islam, identity and Space in 19th and 20th-Century East Africa*, New Brunswick and London: Transaction Publishers,

付表 1 関連事項年表

- 1890 コーストの帯状地域をスルタンが独に売却
- 1895 英、東アフリカ保護領を宣言。コースト帯状地域北部をスルタンが英にリース
- 1920 ケニア植民地設立。コースト帯状地域はケニア保護領(ケニア植民地と別制度)
- 1925 英・伊合意でケニア植民地北東部が伊領ソマリランドに併合
- 1942 大ソマリ(伊領ソマリア+英領ソマリランド+エチオピアのオガデン、ハウド地方)にあたる領域を英が暫定統治。大ソマリ主義勃興
- 1960 KANU 結成。「ソマリ民族連合」「コースト・アフリカ人人民同盟」その他が KADU 結成
- 1960 ソマリア共和国独立(旧伊領、旧英領ソマリランド)
- 1963 総選挙、KANU 勝利。北東部 5 選挙区は選挙ボイコット。ケニア独立
- 1960 年代 北東部「制圧」(シフタ・ウォー)。コーストでは自治要求結社(ムワンバオ)が活動
- 1984 北東部で「ワガラ虐殺」発生
- 1991 民主化。複数政党制回復。コーストでイスラーム政党 IPK 発足(政党登録されず)
- 2007 総選挙。結果受け入れ不調、「選挙後暴力」勃発
- 2011 国軍がソマリア国内でのアッシャバーブ掃討作戦開始。国連軍に合流。ケニア国内で大規模のテロ続発
- 2013 総選挙。結果受け入れ不調。イスラーム政党の MRC「<sup>ブワツニ</sup>コーストはケニアにあらず」スローガン(独立を求める。非合法組織)
- 2017 総選挙。結果受け入れ不調。コーストの知事らが分離独立論唱える

付表 2 祝日関連法制 \*は筆者による補足

A. 2010 年憲法第 9 条 国民の日 (national days) を規定

(a) マダラカ・デー 6 月 1 日

\*法的自治権獲得記念日。マダラカはスワヒリ語で責任の意

(b) マシュジャー・デイ 10 月 20 日

\*英雄記念日 マシュジャーはスワヒリ語で英雄の意。旧「ケニヤッタ・デー」(初代大統領の釈放記念日)

(c) ジャムフリ・デイ 12月12日

\*独立記念日。ジャムフリはスワヒリ語で共和国の意

(d) 国民の日は公的祝日 (public holiday) とする。その他の公的祝日は法律に定める

## B. 祝日法 (Public Holidays Act [Cap.110])

\*1912年制定、1997年まで10回改正、2017年高裁判断

(a) 国会解散による総選挙実施日は祝日 \*1997年～ (No.10 of 1997)

(b) パート1：無限定の祝日

新年 (New Years Day 1月1日) \*1912年～

聖金曜 (Good Friday 3月か4月) \*1912年～

イースター (Easter Monday 3月か4月) \*1912年～

労働 (Labor Day 5月1日) \*1964年～ (1964 LN 135)

マダラカ (6月1日)

\*1966年～ (No.21 of 1966)。英連邦の日 (5月24日) との入れ替えで新設。ケニアが1963年に法的自治を獲得した日付。2010年憲法でナショナル・デー指定。

イド・アル・フィトル (Idd-ul-Fitr。月の出による日付)

\*8月第1月曜祝日との入れ替えで新設。1971年～

モイ (10月10日)

\*1990年～ (No.8 of 1990)。2017年高裁判断で復活。2010年憲法制定後に祝日法から削除されたが、2017年高裁判断で削除は違法とされた。第2代大統領が1978年に就任した日付

ケニヤッタ (10月20日)

\*1964年～ (1964LN135)。ケニヤッタほか独立運動の闘士が植民地当局に拘留された日付。2010年憲法でマシュジャー (英雄の意)・デーと改名、ナショナル・デー指定

独立 (12月12日)

\*1964年～ (1964LN135)。2010年憲法でジャムフリ・デーと改名、ナショナル・デー指定

クリスマス (12月25日) \*1912年～

ボクシング (Boxing Day 12月26日) \*1912年～

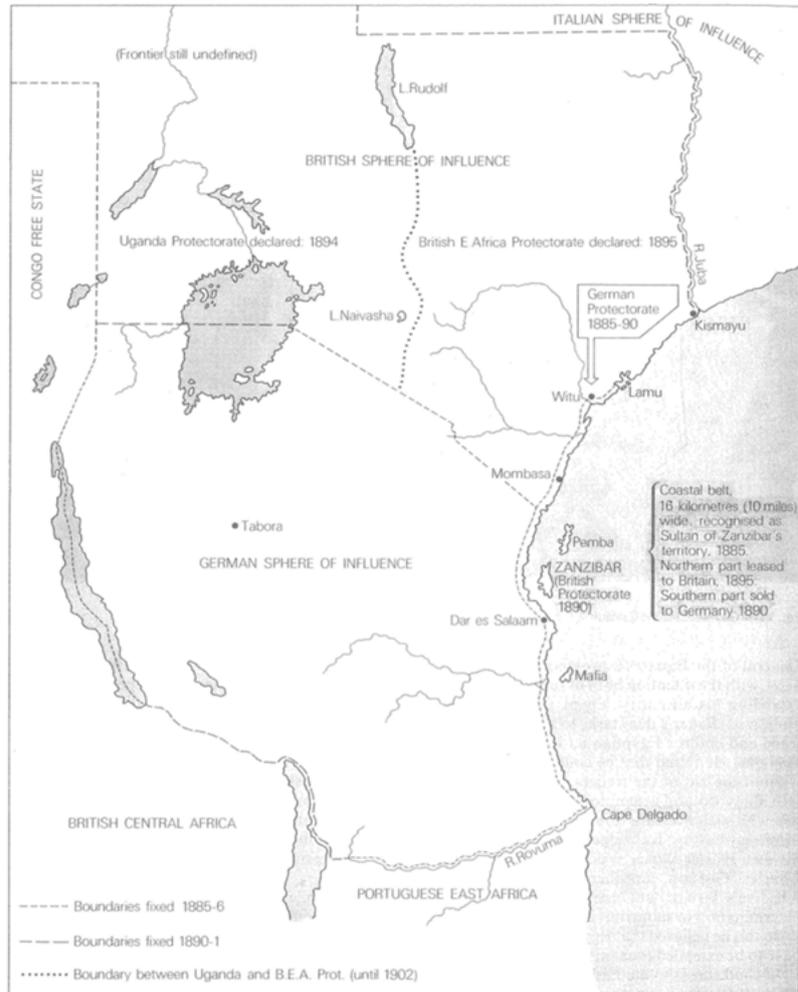
パート2 ムスリムに限定 イド・アル・アザ (Idd-ul-Azha 月の出による日付)

パート3 ヒンドゥー教徒に限定 ディワリ (Diwali ヒンドゥー教暦による日付)

\*No.2 of 1984 で新設

\* 1912 年法ではこのほかに、帝国記念日 (Empire Day)、女王誕生日 (Birthday of Her Majesty)。いずれも法に日付についての表記なし。

図 1 コースト帯状地域の帰属の変遷 (1885~1895 年)



(出典) Odhiambo et al. 1977, 112